

十四年十二月二十日となつたに付舊條約失效に先ち六月二十一日最惠國待遇交換を基礎とする暫定取極が締結せられた。

殘る陸奥條約改正國中交渉最も困難を極めたるは佛國である。次は伊太利及白耳義との交渉であつた。佛國との交渉は前記の通り佛國が複關稅制度に基く非協定方針を採用し居る爲め殆ど行詰りとなつたが、漸く彼我の間に相互關稅協定の形式を發見し、八月十九日協定稅目附屬通商航海條約が調印せられ、同時に暫定取極により本條約中通商航海に關する最惠國待遇及附屬協定稅目を九月一日より本條約が批准交換を見る迄假りに實施することとなつた。伊太利との條約は相互關稅協定に包含せらるべき彼我物品決定及羽三重以外の絹織物を最惠國待遇より除外すべき伊國側の要求の爲め交渉引きしが漸く大正元年十一月二十五日（内田外相時代）改正條約が調印せられた。尤も明治四十四年七月十六日陸奥條約滿期後大正二年六月十七日改正條約批准交換を見る迄兩國間の通商航海關係は最惠國待遇を基礎とする暫定取極により律せられた。白耳義との改正條約は本邦が改正關稅に於て特に硝子製造業を保護することに決心し、互惠協定により之を引下ぐることを欲せざりしが爲め條約交渉不成立に終り舊條約失效後久しく暫定取極により兩國間の通商航海關係を律することとなつた。漸く大正十三年六月二十七日（幣原外相時代）通商航海條約が調印せられた。其の他丁抹とは明治四十五年二月二二日改正條約が調印せられ、和蘭とは同年七月六日、又澳洪とは大正六年十月二十八日夫々改正條約が調印せられた。尤も兩國とも舊條約失效後明治四十四年七月十六日又は八月三日暫定取極により通商航海關係を最惠國待遇の下に置くこととした。之に反し葡萄牙との間には同國に於て革命等ありたる爲め終に暫定取極すら成立せず終に明治四十四年七月十七日以後無條約關係に陥るの止むを得ざるに至つたが漸く昭和七年三月二十三日に至り通商航海に關する取極が調印せられた。

## 第二節 小村條約改正案の要綱及其の交渉方針

### 第一款 條約改正準備委員會決議

小村條約改正案の要綱及其の交渉方針は條約改正準備委員會の決議を基礎とし小村外相に於て閣議の決定を經たものである。條約改正準備委員會は明治四十二年十月の交其の最終決議を了へ之れを小村委員長に提出したが、其の要旨は次の如くであつた。

第一 條約改正交渉の基礎たるべき關稅定率法改正案は遅くも明治四十二年十二月開會の第二十六議會に提出し、

明治四十三年其閉會前に成立せしむべきこと。

第二 前項關稅定率法改正案に於ける稅率は條約改正關係國の反対を緩和する目的を以て出來得るだけ低率に定むること。殊に陸奥條約に於て協定稅率の設けある英、獨、佛三國より關係輸入物品に對しては他の物品との權衡を害せざる限り特に低率に定むること。

第三 來るべき條約改正に於て關稅協定は例外の場合のみに許すべく、又絕對に互惠の基礎によること。

陸奥條約に於て英、獨、佛よりの重要な輸入品に對する協定稅率は大體從價一割を基礎とした。而して右協定

從價稅率は當該三國との追加條約により明治二十五年乃至二十七年平均本邦輸入價格を標準として從量稅率に換算せられた。然るに其後日露戰爭等の影響により本邦物價甚しく騰貴したる爲め右追加條約により定めたる從量協定稅率は輸入價格に比し當初定めたる基準從價稅率よりも引下げらることとなつた。他方本邦に於て右三國との間に協定稅率の存せざる輸入物品の國定稅率は其後財政、產業上の必要により屢々引上げられた。

之れが爲め、協定税率を受くる物品と國定税率を受くる物品との負擔の懸隔は次第に甚しきものとなつた。例へば鐵の條項の如く協定の存するものは毎百斤〇・五〇三（從價一割）なるに對し協定なきT形鐵材は毎百斤一・一〇（從價三割）を受くることとなつた。同様日佛協定税品たる葡萄酒、「シャンパン」は内國酒造税との關係上其の國定税率は協定税率（從價一割）に比し三十倍となり、香水は贅澤品たる性質上協定税率が從價一割標準なりしに對し國定税率は從價六割であつた。斯かる協定税品と、國定税品との負擔の不權衡を匡正し且つ將來有望なるべき本邦産業に對し低度の保護關稅を課することが小村條約改正の主眼とするところであつた。併し乍ら若し一舉に右の如き低率の協定ある物品に對し直ちに既存の國定税率を適用する場合に於ては餘りに劇しき引上げとなるものがあつた。例へば明治三十九年十月の關稅定率法改正によれば稅番四六二號鐵材の國定税率は從價三割を標準としたるが故に（内原料たるべき葉鐵は從價一割五分）若し日英協定税率を廢止する場合には「レール」<sup>〔四〕</sup>は每百斤〇・一二九より每百斤一・〇〇に、厚さ〇・七ミリメートル以下の薄板は毎百斤〇・二九六より一・六〇に引上げらるべきこととなつた。（葉鐵は每百斤〇・六九一より一・三四に引上げ）右様關稅を劇増することは英國等より當然多大の攻撃を受くるに至るべきのみならず從來低率なる協定税率の下に鐵材を輸入して機械製作業を營み居るものに對し甚だ悪影響を及ぼすものであつた。去りとて之に關聯して機械の輸入税を引上ぐることは本邦全體の輸出產業に對し障害を與ふるものであつた。依て小村關稅改正に於ては一般原則として協定税率の存するものに對して、明治三十九年改正國定税率の從價基準よりも五分乃至一割の引下げを行ふこととした。例へば綿織物、毛織物及鐵材の國定税率の基準は何れも從價三割なりしものを條約改正準備委員會の決議に於ては綿織物及鐵材は從價二割に、毛織物は從價二割五分標準に引下ぐることとした。然るに小村外相の特別注文により對英交渉を容易にする爲に鐵材は特に之を一割五分標準に認めた。

#### 第四 最惠國條款は無條件主義を採用すること。

引下ぐることとした。小村外相としては到底英國との間に相互の基礎に於て關稅協定の行はれ得ざるべきを豫想し、英國產品に關係ある國定税率は條約交渉を始むる前に最低の限度迄之を引下ぐるの方針を採つた次第であつた。

第五 沿岸貿易は一切外國船舶に許さざること。

國際慣例に於ては最惠國條款には有條件主義と無條件主義どが存在し居る。併し實際問題としては通商航海事項に關し斯かる區別が存するに止り、又歐洲諸國に於ては總て無條件主義が採用せられ、之に反し北米合衆國及南米諸國に於ては有條件主義を採用せられて居た。而して本邦は條約改正交渉の沿革上最惠國條款に關し常に有條件主義を主張し來たりしも右は主として法權問題に付てであり通商航海に關する事項に付ては強ひて有條件主義を主張しなかつた。又通商航海以外の事項に付ては歐洲諸國間と雖も有條件主義の一種たる相互主義を採用する場合が多かつた。依て小村條約改正に於ては其の理論上の當否は敢て論ずることなく列國との交渉を容易ならしむる爲め無條件主義を採用するに決した。蓋し關稅等に付若し有條件主義を採用する場合には之が均霑の條件に付關係各國との間に一々交渉を重ねるを要し事實均霑は不可能となるのである。尤も小村外相は米國との條約案に於ては米國が其の主義上到底無條件主義を採用せざるべきを察し有條件約款を採用することゝし、又之が適用に關する解釋に付ても米國の見解に從ひ我方よりは片務的に無條件均霑を許すの外なしと認めた。

本船に非ざれば不開港に寄港し又は日本各港間に於て物品又は旅客の運送を爲すことを得ず、但し法律若く

は條約に別段の定あるとき、海難若くは捕獲を避けるとするとき、又は主務大臣の特許を得たるときは此の限に在らず」と規定して居る。尤も英國に於ては沿岸貿易を外國船に開放し、又伊太利の如きは相互條件の下に之を外國船に開放して居る。又沿岸貿易の範圍は歐洲諸國と北米合衆國との間に甚しき懸隔を存し、前者は海洋を以て隔絶せざる領土内間に於ける貨客の運漕と爲すに對し、後者は苟くも船舶に依る一國領土間の貨客の運漕ならば沿岸貿易範圍内に包含せらるゝものとする。例へば桑港と布哇との間の運漕が米國沿岸貿易である計りでなく、桑港馬尼刺間の運漕をも之に包含せらるゝものと主張して居る。夫は兎も角として明治二年の日英條約第十三條に於ては外國船舶は無制限に日本の開港場間に沿岸貿易の自由を有すべきを規定し、明治三十一年の陸奥條約（日英條約第十一條第三項）に於ては外國船舶は日本開港たる横濱、神戸、長崎、函館間に沿岸貿易を引續き營み得べきことを規定した。依て小村條約改正に於ては右一般國際法又は本邦船舶法の原則に遵ひ沿岸貿易を日本船舶に回収すべきことに決したのである。

第六 土地所有權は相互の條件により外國人に許すこと、但し之を許すには條約を以てせず日本の國法を以てすること。又臺灣、北海道及樺太の三植民地並に國防上必要なる場所は之を除外すること。尚鑛山採掘權を外國人に開放せざることは從來通りのこと。

小村條約改正當時一般歐米文明國に於ては外國人に對し土地所有權を許與して居た。而して小村外相の意見によれば條約改正の目的が安政諸條約により日本が喪失し居たる文明國として享有し得べき一切の國權を回収すと云ふにある以上、其の代りとして一般文明諸國に於けると同様日本も亦外國人に土地所有權を開放すべきものなりとした。併し依然として國內に於ては外國人に對し土地所有權を許すことに付疑義を抱く保守分子少なからざるに鑑み、小村外相は之を許與するは國法を以てし若し他日之を許與せるが爲め國民經濟上不都合を

生ずるが如き場合に於ては何時たりとも容易に之を撤回し得べき餘地を設くるを可とした。更に臺灣、北海道、樺太の如き植民地に於ては未だ低廉なる價格を以て外國人の爲め買收され得べき未開拓の土地あるべきを慮り國防上必要なる地域と共に之を除外した。右外國人土地所有權に對する除外地域は明治二十六年陸奥外相時代可決の衆議院に於ける條約改正上奏案に於て北海道及島嶼を外國人の内地、雜居區域より除外せんとしたるとの趣旨を同じうするものである。又之を相互主義としたるは清國人の如き自國の内地を開港せざる外國人に對し土地所有權を附與するの必要なしと認めたるが爲めである。尙小村條約改正に於ては上記の如く條約對手國に於て本邦に對し文明國として有すべき一切の權利を承認すること、即ち片務的に附與したる協定關稅の廢止、沿岸貿易の回収、永代借地權の解決等を遂げたる後始めて土地所有權を外國人に許與するの方針なりしに付、外國人土地所有權法案は明治四十三年帝國議會を通過し法律第五十一號として公布せられたるも、附則を以て之が實施の時期は勅令を以て定むることとした。然るに小村條約改正に於ては外國人に對する土地所有權の附與と最も密接の關係を有する永代借地權の處分を解決せしめ得ざりしに付結局同法律は實施せられざる儘大正十四年に至り改正せらるゝこととなつた。

外國人土地所有權法に關聯し考ゆべきことは民法第二條の規定である。民法第二條に於ては外國人は法令に於て妨げられざる限り日本に於て日本人と同様私權を享有すと定められて居る。從て明治三十二年より實施の陸奥條約時代に於ても外國人は日本に於て地上權、永小作權等土地所有權とその價値に於て何等軒輊なき權利を享有し得、又日本法人は其の株主の多數が外國人たる場合に於ても土地所有權を有し得たのである。依て陸奥條約時代に於て外國人は日本に於て土地所有權を有し得べきや否やは實際上の問題としては大なる差違なきものであつた。從て小村條約改正の際之が代償の意味を以て公布したる明治四十三年の外國人土地所有權法が

久しく未實施に終りたるもののが爲め外國より差したる不平を聽かなかつた。鑛山採掘權は既に明治二十三年九月法律第八十七號鑛業條例第三條により之を外國人に對し禁止せるものなるが、小村條約改正に於ては之が禁止を維持することとした。蓋し鑛山採掘權は土地所有權と異り資源保存の意味を以て内國人に留保するの法制を採用する國が少くないからである。

第七 外國人の永代借地權は之を土地所有權に更改すると共に外國人の既得權に關しては適當なる措置を講すること。

條約改正準備委員會に於ては陸奥條約改正後我法制上の癌とも稱すべきものとなりたる永代借地權を土地所有權に更改し、更改後永代借地權保有者の蒙るべき損害に對しては本邦政府より補償せんとの方針を採用した。之れが交渉は最も利害關係ある英國政府との間に倫敦に於ける通商條約改正交渉と並行して東京に於て行はれた。英國政府に於ては本邦より提議せる解決方針に付ては異議なかりしも永代借地權保有者に對し日本政府より支拂ふべき補償額に付彼我の間に妥協を見るに至らなかつた。一旦交渉打切られたる後漸く昭和十二年三月に至り之が解決を見たることは別に説明する通りである。(條約改正經過概要第八章第二節第三款及第九章後記三、日本書第五章第三節第一款参照)

第八 陸奥條約失效前に改正條約の締結を見ざる場合に於ては無條約關係に立つも止むを得ざること。但し之を防ぐ爲めに暫定取極(*Modus—vivendi*)を締結すること。

小村外相の前任林(董)外相時代に於ては無條約關係に陥るべきを惧れたるが爲め陸奥條約に對しては廢棄の手續を探らずして陸奥條約效力存續中に改正條約の實施に關する手續を探らんとした。併し小村外相は斯かる方針を採る場合に於ては到底外國政府は外國に採り有利なる陸奥條約を改正することを肯ぜざるべきを慮り

陸奥條約の規定に基き廢棄通告を爲すこととし勢ひ本邦は重要諸外國との間に無條約關係に陥るの虞れあることとなつた。之が爲めには改正條約交渉は出來得る丈け早く行ひ必ずしも陸奥條約廢棄通告期を待つを要せざるものとした。併しそが交渉の基礎たるべき本邦關稅定率法を改正するの必要ありたるが爲め愈々交渉の開始せられたるは明治四十三年三月頃以降となつた。即ち之が交渉の期間は一ヶ年餘に過ぎざることとなつた。而して當時元老其他本邦官民諸方面に於ては重要諸外國との間に無條約關係に陥ることの政治經濟上恐るべきものあるを感じたるもの少なからざりしに付小村外相は特に阿部條約改正主任をして歐米諸外國間の無條約關係の實例に關し浩瀚なる調査を編纂せしめ之を各有力方面に配布し其の蒙を啓くこととした。蓋し小村外相は右調査により無條約關係は國交關係の斷絶と全然其性質を異にし文明國間の通商條約改正交渉の際屢々生ずるものなることを明かにすると共に斯かる通商條約の満期により無條約關係を生じ之が爲め關稅戰爭を生ずるが如きことあるを防止せんが爲め最惠國待遇の交換を基礎とする *Modus—vivendi* の取極めらるゝこと一般の例なることを説明するに努めた。(明治四十三年十二月外務省調査「無條約關係に關する調査」参照)

第九 條約廢棄は日本に不利なる片務的規定を有する條約、即ち英(加奈陀とのものを含む)、佛、獨、奧洪、和蘭、丁抹、瑞典、諾威、瑞西、伊、西班牙、葡萄牙、白耳義との條約に限り行はるべく、日本に有利なる支那、暹羅との條約及全然對等の基礎の下に締結されて居る希臘、墨士哥、亞爾然丁、伯刺西爾、智利、秘露、露西亞、哥倫比亞との諸條約は之が廢棄を通告せざること。

前段の諸條約は所謂陸奥諸條約であつて、片務的關稅協定、沿岸貿易の片務的許與、永代借地權の許與等日本に不利なる規定が多かつた。從て是等の諸條約に對しては無條約關係を賭しても廢棄を通告せるも、希臘以下の諸條約は陸奥外相時代又は其の後に締結せられたるものなるも總て相互對等の基礎に於て成立し居るもの

なるが故に廢棄通告を爲さざることとした。上記以外明治三十一年日蘭間海外植民地に關する領事職務條約、明治三十三年三月日西特別通商條約、明治三十七年八月の日印通商條約も亦差して不都合の條項なきに付廢棄通告を爲さざることとした。

## 第二款 小村條約改正方針の決定

條約改正準備委員會決議を基礎とし小村外相は明治四十三年二月の交、條約改正方針を閣議に提出し承認を得たが、其の内容は下記の如きものであつた。

第一 吾に不利なる條約規定を有する締盟各國に向つて、國別に談判を開始し當該國駐劄の我が大公使をして専ら條約締結の交渉に當らしむること。

第二 若し現行條約終了に際して猶新條約締結を見る能はざる時は、關稅其の他緊急の事項に限り暫定約款を協定し、新條約締結に至る期間の急需に應ずるの方法を講ずる事。

第三 現行條約中吾に不利なる事項は總て新條約中より之を排除し、少くとも之を通商條約中より除去すること。其の重要なるもの左の如し。

- (一) 日英、日佛、日獨追加條約中に規定する協定稅率並に之に關する條項。
- (二) 日獨及び日換議定書中に規定せる「日本國定稅率に改正を加ふる場合ある時に、之を輸入品に適用せんには六ヶ月以前に公布するを要す」との條項。
- (三) 現行條約中に規定する沿岸貿易許容の條項。
- (四) 永代借地權確認の條項。

第四 最惠國條款は無條件主義を採用すること。但し有條件主義を採用する國に對しては、日本も亦有條件主義を採用すること。

第五 帝國の保護又は占領の下にある地域は最惠國條款の適用の範圍外となすこと。

第六 輸入稅は國定稅率を適用するを以て原則とし、必要に應じ互惠の基礎に於て協定を爲すことあるべき事。

第七 國定稅率は國家の收入及び産業發達を以て目的とし、併せて各産業の調和及び稅率の權衡を保つに努むること。

第八 國定稅率は複稅率 (Double-Tariff) を採らずに、單稅率 (Single-Tariff) を採ること。

第九 前二項の趣旨に基き現行關稅定率法改正案を作り、之を第二十六議會（明治四十二年）に提出すること。

第十 關稅改正案にして議會の協賛を経るに至らざる時は、現行關稅定率法を以て稅率協定談判の基礎とし、該談判の進行中は關稅全部の改正を爲さざること。

上記閣議方針案第三胃頭に於て「少くとも之を通商條約中より除去すること」と記したるは陸奥條約中に存すると

ころの日本に不利なる諸規定と雖も之を削除せしむることは不可能なる場合には通商航海條約の表面に出さず、之を秘密公文或は議事錄等に記載することに改めるは差支なしとの意味であつた。例へば米國との條約改正交渉に於ては陸奥條約第二條末項を削除せしむることは絶対に必要なるも米國との改正條約に於て本邦移民に對し入國の自由を認めしむることは事實不可能なるものと言はざるを得ない。依て改正條約の表面に於ては他の列國に對する條約と等しく締約國民相互に對し入國の自由を規定するの必要あるも別に秘密公文又は議事錄等により米國に對し移民制限禁止の自由を認むることは止むを得ざるべしとの意向であつた。又陸奥條約中の永代借地權に關する規定の如きも之を削除すること絶対に必要なるも外交文書を以て之を土地所有權に更改し、又右更改の爲め生ずべき永代借地權保有者の受

くべき損害に對し適當なる補償を與ふることを約するも差支なしとの意味であつた。

方針案第三の(1)に關し陸奥日獨通商航海條約附屬議定書第三節第五項末段に於ては片務的に「國定稅則並に之に改正を加ふる場合あるとき其の改正を獨逸國より日本國への輸入品に適用するには六ヶ月前に公布すべきものとす」と云う規定があつた。之が爲め陸奥條約改正實施後本邦に於て關稅を改正する際には常に關稅引上げを免る爲め條約所定の六ヶ月内に多額の見越輸入を行ふものを生じた。其の結果本邦の受くる財政經濟上の不利、不便少なしとせなかつた。依て小村條約改正に於ては是非斯かる不利なる片務的規定を一掃するの必要があつた。世界列國に於ては關稅改正を爲したる場合議會通過後直ちに之を實施するを常とし、殊に濠洲聯邦等に於ては關稅改正案が議會に提出せらるゝと同時に之が通過を俟たず假に實施し若し議會を通過せず、又修正を受くる場合に於ては政府は前記假執行による增關稅額の拂戻しを爲するものすらある。各國共關稅改正の結果生ずべき見越し輸入の弊害を出來得る丈け防止せんが爲め種々の方法を講ずるのである。同様日獨、日墺陸奧條約第九條第二項に於て規定する自國の版圖内に於て同種物品が生産製造せられる場合に於ては外國輸入品に對し消費稅を課することを得ずと云うが如き規定は假令相互的規定と雖も本邦に於ける收稅權を束縛すること甚しきものある爲め小村條約改正に於て併せて之を削除すること當とした。

上記方針第五に關し當時朝鮮は未だ併合せられず帝國の保護の下にあり、又關東州は租借地として其の領土主權は日本に歸屬して居たにより、是等朝鮮及關東州は改正條約上之を一般外國と同視出來ない趣旨を明かにしたものである。即ち條約改正方針案に於ては朝鮮及關東州產貨物に與へたる待遇は最惠國條款によつて他の條約國に均霑せしむべきものに非ずとした。尤も右小村條約改正方針決定後間もなく朝鮮との間には明治四十三年八月二十二日併合條約が調印せられたるが故に改正條約に於ては何等朝鮮の爲め特別規定を設けざることとした。關東州に付ては小村改正條約を關東州に適用すべきことを規定したが、本邦に於て右條約規定を楯に採り關東州生産物に對して特惠關稅を設定したることは大正十四年六月以後のことである。

方針案第六乃至第八に關し小村條約改正方針に於ては前記條約改正準備委員會決議の通り國定稅率を最低限度に制定すべく、其の代りに列國との協定は止むを得ざる場合の外之を爲さずと云ふにあつた。其の理由は日本的重要貿易對手國たる英、米、佛の三國は關稅に付非協定方針を採用して居り、又支那は條約改正の圈外にあつた。從て本邦としては關稅協定の餘地ある國は僅に獨逸、伊太利等に過ぎなかつた。而も是等協定方針を採用する國に對する本邦よりの輸出は比較的僅少なりしを以て本邦に於て協定方針を採用し互惠の基礎に於て協定稅率を設けんとするも其の餘地は甚だ僅少に止るべきものであつた。依て小村關稅改正に於ては恰も單一國定關稅制度を採用するが如き積りを以て國定稅率を最低限度に定むるの方針を探つたのである。右方針は獨、伊等國定協定關稅制度を採用する諸國が條約改正交渉を始むる以前列國との關稅協定に備へんが爲め豫め改正國定稅率案を高く引上ぐる如き方針を探る場合とは異なるのである。然るに本邦に於て斯かる方針を採用し條約改正の際主要列國との間に殆んど協定關稅を設けざる場合に於ては條約改正關係國は本邦との間に改正條約を締結するもせざるもの其の本邦への輸入品の關稅待遇上殆ど差異なきこととなるのである。即ち列國は本邦との間に特に急いで改正條約を調印するの必要がないこととなるのである。斯かる小村條約改正方針より生ずる缺陷を匡正し列國の本邦に對する條約改正を促進せしむるの目的を以て條約改正係副主任諸井書記官は優遇制度なる名の下に一種の複關稅制度採用方を條約改正準備委員會に於て主張した。諸井書記官主張の右優遇稅制度なるものは英吉利、佛蘭西、米國等其の關稅制度上互惠協定成立の餘地なき諸國よりの主要輸入品殊に陸奧條約に於て協定稅率の設定ありたるものに對し、一般稅率の外に之より幾分低き優遇稅率を設け、是等諸國が條約改正により本邦產品に對する最惠國待遇の許與を承諾したる場合には右優遇稅率を附與すべしと

云ふに在つた。尤も右優遇税率は佛國の最低税率と異り、西班牙の第二税率等じきものとすること、即ち相互利益交換ある場合には條約を以て更に之を引下ぐるも差支なきものとすべしとの意向であつた。(明治四十二年十二月條約改正係發行「關稅事項に關する通商條約締結意見書」、「條約改正意見」及「條約改正調査報告」參照)之に對し大藏省側委員殊に山崎横濱稅關長は本邦政府に於て如何に最低の税率を定め之を優遇税率と稱して英、米、獨、佛等の諸國より之と交換的に本邦產品に對する最惠國待遇を獲得せんことを求むるも是等諸國は満足せず、更に優遇税率の輕減を要求し來るべし。依て寧ろ始めより協定税率設定の意向を以て交渉するの程度に國定税率を引下げざる限り關稅戰爭を惹起するの惧れあるは佛蘭西、西班牙の先例に付て見るも明かなるべし。又優遇税率制を採用し條約改正の交渉を始めたる後若し交渉が成立せざる場合には本邦は產業、財政上必要とする以上の高率なる一般税率を外國品に適用せざるを得ざるに至るは面白からず。更に政府として條約締結權を束縛するが如き複關稅制を採用するは再考を要するところなるべく、去り逆、諸井委員の説の如く優遇税率にして若し議會の同意を經ずして引下げ得る性質のものならば議會の協賛を得べきは困難なるべしと述べた。

結局條約改正準備委員會に於ては種々論議の末諸井委員より提議の優遇税率案を否決すると同時に陸奥條約關稅協定國中非協定方針を採用するところの英佛兩國の反対を出來得る丈け緩和する目的を以て其の主要輸入品たる鐵類、綿織物、毛織物及葡萄酒類に對しては特に税率を引下ぐる様努めた。蓋し當時に於ける本邦貿易對手國の關稅制度を通覽するに英本國、英自治領、印度、英直轄殖民地、和蘭及其の植民地並に南米諸國は單稅主義を採用し、佛、西班牙、希臘は複關稅制度を採用し、米國も一九〇九年ペイン關稅法に於て一種の複關稅を採用して居た。即ち是等諸國は何れも關稅非協定方針を採用するものである。之に反し獨、伊、墺洪、白耳義、瑞西、瑞典、諾威等の諸國は國定

協定主義を採用し、本邦は是等諸國との間に關稅協定を行ふの餘地あるも本邦より是等諸國への輸出額は僅少なる爲め其の範圍は僅少であつた。是等事情の下に小村外相の保持せる關稅協定方針の下に條約改正交渉を進むる場合には獨伊等の小數國を除き英、佛、米始め諸外國は本邦との間に條約を改正するも何等の實質的利益を齎さざること明かであつたから明治四十三年末頃には本邦と各國との條約改正談判殆ど行詰りの感あるに至つた。

方針案第九及第十に關し小村條約改正に於ては稅權回復を以て其の骨子とするが故に一般歐洲諸國間に行はるゝ通り關稅定率法改正案を條約改正交渉開始前公布するの必要があつた。諸外國との條約改正は右改正關稅定率法を基礎として交渉し、特に必要ある場合に限り相互的基礎の下に協定税率を設くるの必要があつた。依て關稅定率法改正案は遅くも明治四十二年冬の第二十六議會に之を提出し、翌四十三年七月又は八月陸奧諸條約に對し廢棄を通告するに先ち之を公布するの必要があつた。然るに若し第二十六議會に於て小村外相の希望する通り關稅定率法改正案を通過せしむるを得ざる場合に於ては當時實施中の明治三十九年制定の關稅定率法を談判の基礎として用ゆること止むを得ずとした。明治三十九年制定の關稅定率法は綿織物、毛織物及鐵類は從價三割、葡萄酒は從價四割五分を基準として居り、小村外相は交渉中國定關稅を動かすを得ざるにより之を基礎として交渉すること止むを得ずとした。當初大藏省當局に於ては關稅改正に對する準備調査未だ進捗し居らざりしに付、明治三十九年の關稅定率法を基礎とし外國との間に條約改正交渉を進め、大體の見極め付きたる後改正關稅定率法案を議會に提出したき意向であつた。併し小村外相は之を不可とし明治四十二年の帝國議會に改正關稅定率法案を提出することを條約交渉上絶対に必要なりとしたのである。之が爲め條約改正準備委員會中國定税率に關する特別委員會に於ては若槻委員長の下に明治四十二年夏季休暇を廢し連日連夜會議を開き大藏省側提出案を基礎とし各稅目に對する從價稅率基準案を審議決定するところあつた。其後右基準に従ひ從量稅に換算したるものを作成關稅定率法案として

帝國議會に提出することは大藏省當局に委任せられた。大藏省當局に於ては之を從量税率に換算するに當りては陸奥協定税率に於ける商業的分類を廢し學術的分類法を採用した。例へば布帛類に付ては、其の種類、加工の程度、重量、及一定の面積内に於ける經緯の絲數等により税率細分を行ふこととなつた。其の結果税率の負擔が從來よりも公平となりたる爲め英國より輸入の精良なる綿布、毛織物等の國定税率は陸奥協定税率に比し小村外相が當初豫想せるよりも甚しき引上げとなつた。(昭和三年大藏省編纂關稅定率法沿革参照)

石井外務次官を委員長とする條約改正準備委員會に於ける協定税率に關する特別委員會は國定税率に關する特別委員會と併行して之が審議を進め、(甲)關稅協定を絕對不可とする物品、(乙)關稅協定を不可とする物品、(丙)關稅協定を行ひ差支へなき物品の三ツに類別し、(甲)の中には酒類、煙草、米及穀、砂糖、石油等の如き財政及產業上絶對に協定を不可とするものを包含せしめ、(乙)の中には毛織物、鐵類、印刷料紙、硝子、護謨製品、セルロイド製品、機械、船舶等の如き本邦産業保護上稅權の束縛を不可とするものを選擇した。併し其の内容は交渉の必要上之れを祕密とした。

### 第三節 小村條約改正の準備

#### 第一款 改正關稅定率法の制定

明治四十三年二月閣議決定の條約改正方針に基き關稅定率法改正案は直ちに明治四十二年十二月二十二日開會の第三十二帝國議會に提出せられた。帝國議會に於ては穀物、葡萄酒、天然藍、人造藍、染料、亞麻織絲、「ホース」、鐵線、絶縁電線、タイヤー、自動車部分品、船舶(船齡十岁以上のもの)、セルロイド、歎等に對し幾分稅率を引上げ、

之に反し棉子、「コンデンス・ミルク」、印刷料紙、牛皮、沈香、白檀、野蠻絲、ワイヤー・ロッド、蒼鉛、製糖機械、製紙機械等の稅率を引下げたる後三月二十日兩院を通過し、四月十五日法律第五十四號を以て公布、之が實施期は勅令を以て定むることとした。(明治四十三年三月條約改正係編帝國議會に於て關稅定率法改正案を修正せる事項參照)同法律は明治三十九年制定の關稅定率法に對し根本的修正を加へたるものにして其の儘明治四十四年七月十七日より實施せられたるが、爾後幾多の修正を経たるも其の根本に於ては依然として今日迄存續して居る。

元來本邦關稅率は慶應二年諸外國との間に協定せる江戸改稅約書に由つて定められ、輸出入共從價五分を標準とする從量稅であつた。明治三十二年の陸奥改正條約に於ては始めて國定關稅制定せられたるも英、獨、佛三國よりの重要品に對しては從價一割見當の協定稅率が設けられ、右協定稅率を最惠國待遇を有する條約國全部に適用した。右陸奥改正條約による協定稅率は井上外相の明治二十年條約改正會議に於て關稅に關する特別委員會より報告せられたるものを基礎とせるものである。明治三十二年一月一日以後協定に包含せられざる物品は國定稅率に服することとなつた。右國定稅率は大體に於て前記井上外相時代條約改正委員會に於て決定せるものを基礎とし、收稅の關係より之れに幾分引上げたるものなるが、爾後明治三十八年七月一日の非常特別稅法改正、明治三十九年十月一日の關稅定率法改正により累次引上げられた。其の結果協定稅品と國定稅品との間に稅率上甚しき不權衡を生じて居た。小村條約改めざる程度に限定せんことを努めた。之が爲め條約改正準備委員會に於ては豫め絶對に協定を不可とするもの、及止むを得ざる場合の外協定を不可とする品目を議決し置きたることは既述の通りである。換言すれば小村關稅改正に於ては安政開國以來半世紀以上の長き間甘受したる稅權の束縛より解放し本邦産業、財政上適當なる國定稅率を定むる